

仕 様 書

1 事業の件名

地域の観光資源を活用したプロモーション事業

「新しい旅のカタチによる米国へのオンラインプロモーション事業」

2 事業の目的

日本政府観光局（JNTO）の調査によると、米国市場からの国地域別訪日外客総数は、東アジア地域の4カ国に次いで第5位と安定して実績が推移している。また、滞在日数が多い特徴を有していることから、観光消費額の高さも訪日外国人平均を上回る市場である。2021年の大規模競技大会の開催とその後のレガシーを見据えた関東管内をはじめとした各地の取組は、大会開催会場としてのおもてなしの運営や出場選手とのリモートによるスポーツ振興交流などが行われ、事前合宿地としての利用を含め、米国からの日本や東京都周辺に対する関心は引き続き高いと考えられる。

こうした好機を捉え、関東運輸局（以下「当局」）は、連携先とともに、訪日旅行市場の更なる拡大が期待される米国において、米国の個人旅行者（以下「FIT」）を誘客のターゲットに設定する。

FITの多くは、旅行情報源としてウェブサイト等オンラインメディアを利用している。

これを踏まえ、世界遺産富士山を中心とした富士箱根伊豆周辺エリア内の「アウトドア活動等のアクティビティ、伝統文化、又は地域資源を活かした自然の中での体験」及び「東京都内から一足伸ばして行くことができる（アクセスのよさ）」等を切り口に、地域のコンテンツの魅力を印象づけるほか、新型コロナウイルス感染症の感染リスクによる不安を和らげ、認知度向上とイメージアップを図るためのオンラインメディア上での広告業務を展開することで、今後の富士箱根伊豆周辺エリア（神奈川県、山梨県、静岡県）及び東京都内の米国FIT周遊を促進する。

3 業務の内容

オンラインプロモーション業務

主要な読者が米国人であるオンラインメディア上に、富士箱根伊豆周辺エリアの特集記事を掲載する。併せて、記事掲載ページへの流入を増やすためバナー広告やSNS等での誘導枠を合わせた広告を行う。

なお、本業務の想定する誘客ターゲットとその媒体は、アウトドア活動等のアクティビティ、伝統文化、又は地域資源を活かした自然の中での体験に関心を持つ富裕層にリーチできるオンラインメディアのウェブサイト（想定年収45万ドル以上をターゲット）と、OTAのウェブサイト（想定年収15万ドル以上をターゲット）とする。

企画提案にあたっては、以下の業務の内容を踏まえ、実施方法・手段・留意点等を含めた業務実施方針を明示した提案を行うこと。また、観光庁及びJNTO発表の市場別プロモーション方針に沿った提案を行うこと。

そして、コロナ禍の安全・安心に関する掲載については、下記動画URLの内容に沿った提案を行うこと。

（市場別プロモーション方針 http://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000054.html）

(JNTO 動画 URL: <https://youtube.com/watch?v=G1HyDxchI8g&feature=share>)

(1) オンラインプロモーション

① 業務の内容

ア 実施概要

(7) 実施時期：令和3年(2021年)11月～令和4年(2022年)2月

(イ) 連携先：富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会(神奈川県・山梨県・静岡県 ※別紙1参照)、東京都、小田急電鉄(株)、東海旅客鉄道(株)

イ 記事を掲載する各ウェブサイト(2件)の条件

(7) 直近1年以内のホームページ全体の平均月間ページビュー数(以下「PV」)が5,000,000PV以上の富裕層(想定年収45万ドル以上)にリーチできるオンラインメディアのウェブサイトとすること。

(イ) 富士箱根伊豆周辺エリア及び東京都内の魅力を発信し、富裕層(想定年収15万ドル以上)にリーチできるOTAのウェブサイトとすること。

ウ 掲載の内容

(7) 掲載する観光コンテンツ

・オンラインメディア上に、都内発着による富士箱根伊豆周辺エリアの周遊を目的とした、1都3県の有する「一生に一度の特別な体験」(アウトドア活動等のアクティビティ、伝統文化、又は地域資源を活かした自然の中での体験等)となる観光魅力や新しい旅のカタチ(感染症対策が徹底された移動や訪問先における、少人数でのプライベート体験等)に対応したコンテンツ等について効果的に発信する記事を英語で掲載すること。

・掲載する観光コンテンツ及び施設等については、読者層の分析を十分に行い、嗜好に合ったものとする。また、エリア内の新型コロナウイルス感染症に対する安心・安全の取組についても想起させるような記載をすること。

・東海道新幹線の訪日外国人旅行者向け予約サービス「Tokaido Sanyo Shinkansen Online Reservation Service (<https://smart-ex.jp/en/lp/app/>)」及び小田急電鉄の訪日外国人旅行者用周遊サービス「富士箱根パス(<https://www.odakyu.jp/english/passes/fujihakone/>)」の至便性に加え、当該サービスを利用した鉄道移動により可能となる富士箱根伊豆周辺エリア及び東京都内の観光魅力も併せて掲載すること。

・掲載するコンテンツの数については、1都3県の露出がなるべく均等となるようバランスを考慮し、1都3県と協議の上、決定する。

(イ) 記事を構成する要素

記事には、英文文章のほか、写真又は画像(原則として各県は1コンテンツあたり1枚以上、東京都、小田急電鉄(株)、東海旅客鉄道(株)は1枚以上)とし、これらを必ず含むものとする。また、発注者の求めに応じ、指定する外部リンク(ウェブサイトのURL等)も記事中に含むものとする。

エ 文章は英語で作成し、1コンテンツあたり100～200語(英語)を目安とするが、掲載写真の点数やサイズにより調整すること。

オ 写真

写真の画質は、150dpi（解像度）以上のものとする。

写真素材は受注者が用意すること。必要に応じて、連携先から写真を提供する。

カ 記事掲載にあたっては、ステルスマーケティング対策を行うこと。

キ 記事の校正回数は2回以上とし、英文に対する日本語訳を校正用に記載するとともに、原稿は電子データ（Word 形式または PowerPoint 形式及び PDF 形式）により提出すること。

ク 記事掲載までのスケジュール、記事掲載会社側との連携体制を明確にするため、これらを記載した業務実施体制表（様式任意）を提出して、あらかじめ担当者の承認を受けること。

ケ 記事掲載後、契約満了日までに不測の事態が生じ、記事に掲載した事実に変化が生じたときは、記事内容の修正ができるよう、受注者は記事掲載会社側に対して必要な調整を行うこと。

コ 業務実施データの把握、集計及び分析等

本業務における PV、ユニークユーザー数（以下「UU」）、インプレッション数（以下「imp」）等のデータを把握し、当該データを集計・分析の上、その結果を実施月ごとに集計し当局及び連携先に月1回報告すること。

サ 記事掲載ページへの流入を増やすための広告を SNS 等を交えて行うこと。なお、その広告の実施期間が終了した際は、原則としてそれらの掲載した広告内容を削除すること。

シ 連携する交通事業者と外部リンクの設置について調整すること。

ス 「Japan. Endless Discovery.」及び「TOKYO & AROUND TOKYO」のロゴ、キャッチフレーズ等を掲載すること。

なお、ロゴのデータは、当局が業務実施時に Adobe Illustrator ファイルで提供する。

（2）企画提案事項

① 作成した記事を掲載するオンラインメディアのウェブサイトとOTAのウェブサイトについて示すこと。また、選定理由及び効果を具体的に明記すること。

② 記事作成者を手配すること。また、記事作成者の選定にあたり、選定理由（具体的な略歴・経歴等を含む）を示すこと。日本人が作成する場合は、ネイティブチェック者を手配し、ネイティブチェック体制を明確にすること。記事作成にあたり、取材は必須としないが、関係者に確認をとり、正確な情報を記載すること。

③ 記事内容の企画及び調整

記事のレイアウトや使用する画像やメッセージ等、誘客ターゲットに訴求するコンテンツやデザインのほか、感染症対策が徹底された新しい旅のカタチによる観光コンテンツや移動手段など、旅行を想起させる掲載内容について提案すること。また、各鉄道会社線の鉄道利用を含んだ内容も加味すること。なお、その際、連携先の統一的なイメージ発信を意識し、ブランディングに資する内容とすること。

④ 記事掲載ページへの流入を増やすためのフォロー

リスティング広告、バナー広告、スポンサーシップ、メール配信、他のオンラインメディアでの掲載等から記事掲載ページへ誘導する効果的なプロモーションツールを提案すること。なお、広告の予算額と選定理由、見込まれる効果について明記すること。また、流入経

路や属性等进行分析し、今後のデジタルプロモーションの参考となるような数値としての報告方法を提案すること。

- ⑤ 業務実施後における効果測定実施の項目及び目標値を具体的に提案すること。

なお、今回掲載する特集記事に対する目標合計PV数の最低ラインを1,000,000PVとする。
また、記事掲載ページへ流入を増やすための広告については、その目標となる合計媒体接触者数の最低ラインを1,000,000imp、広告クリック数の最低ラインを10,000クリックとする。

- ⑥ 上記に加えて、事業の目的を達成するため、より効果を上げる企画があれば提案すること。

4 その他留意事項

- (1) 事業の遂行にあたり、進捗状況に滞りがないよう、進行管理を行うこと。
- (2) 本事業の事業遂行に必要な担当者を明確にし、常態的に当局及び連携先との連絡調整等を密に行えるものであること。
- (3) 本事業は、当局及び連携先と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度当局及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- (4) 当局及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求められることができるものとする。
- (5) 本事業で発生した制作物等の著作権は当局及び連携先に帰属する。
- (6) 本事業により得られた全著作物（第三者があらかじめ著作権を保有している図画及び写真等を除く）について、当局及び連携先は受注者及び掲載施設等の協議により、個別の対応により使用及び加工の可否を定めることとする。
- (7) 本事業により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本作品の制作に関与した者について、著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (8) 本事業に使用する映像、イラスト、画像、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は、すべて受注者が負うこと。
- (9) 上記(5)～(8)の規定は、本事業の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任を負うこと。
- (10) 本事業に使用する映像、イラスト、画像、その他資料等について、第三者による無断転載及びアフィリエイト又はそれらに類する行為を禁止する措置を講じること。
- (11) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (12) 成果物が契約に適合しない場合は、受注者において修正等の必要な措置を講じること
- (13) 本事業実施にあたって、業界別に策定されている新型コロナウイルス対策ガイドラインを遵守すること。
- (14) 緊急事態措置を実施すべき地域及びまん延防止等重点措置を実施すべき地域においては、各種会議、打ち合わせ等は、極力Web会議システムを活用し、対面で行うものは真に必要な

ものに限定するとともに、実施する場合も最低限の人数・時間で行うよう配慮すること。

5 効果測定及び成果物

(1) 効果測定の実施

① 事業実施後における効果測定の実施及び今後の課題分析を行うこと。

(プロモーションにおけるオンラインメディアの個別ページでの PV や UU、広告等プロモーションツールからの流入数、広告費用換算額算定、各都県への経済効果の数値化等を含む。)

② その他、数値として把握できるもの(広告接触ユーザーの性別や年代、地域、興味関心など)を実施すること。

(2) 事業の進捗管理及び目標、成果については、所定のシステムに入力し、管理することがある。詳細については、受託者決定後に当局が必要に応じて別途指示するので、対応すること。

(3) 事業実施におけるデータ等の還元について

事業実施におけるデータ等の還元について、別途公表している「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」及び各種データ等還元提出フォーマットに従って、それぞれの業務に当局の指示する形式にてデータを納品すること。

(https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kankou/kankou/gaikokujin_zoudai.html)

(4) 成果物の作成

① 次のとおり実施報告書及び効果測定書を提出すること。

ア 本事業報告書及び効果測定書(紙媒体)

各連携先(当局及び小田急電鉄株、東海旅客鉄道株を除く)各2部 合計8部

※A4判カラー40頁程度により出力し、冊子として編纂すること。

※報告書の用紙等は、グリーン購入法の判断の基準等に基づき環境負荷の低減に配慮すること。

※小田急電鉄株及び東海旅客鉄道株は、別途指示する方法により提出すること。

イ 本事業実施報告書、効果測定書及び事業概要資料(電子媒体)

当局及び連携先(小田急電鉄株及び東海旅客鉄道株を除く)各1式 合計5式

※報告書等の電子データをCD又はDVDに格納し、Microsoft Word 2013、Microsoft Excel 2013、Microsoft PowerPoint 2013において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。

※小田急電鉄株及び東海旅客鉄道株は、別途指示する方法により提出すること。

※事業概要資料を、A4判カラー1枚で出力できるように編集すること。

② 次のとおり成果現物を提出すること。

ア 本事業で掲載されたオンラインメディア広告の成果(電子媒体)

(現物掲載されたオンラインメディア広告の画像のキャプチャ等)

当局及び連携先(小田急電鉄株及び東海旅客鉄道株を除く)各1式 合計5式

※報告書等の電子データをCD又はDVDに格納し、Microsoft Word 2013、Microsoft Excel 2013、Microsoft PowerPoint 2013において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。

※小田急電鉄株及び東海旅客鉄道株は、別途指示する方法により提出すること。

※上記5.(4)②において提出するCD又はDVDに格納すること。

イ 成果現物に掲載された文章について、日本語の全文訳を報告書に記載すること。

- ③ 報告書等の作成にあたっては、事前に監督職員の承認を受けること。
- ④ 提出期限
 - ア 本事業実施報告書及び効果測定書…令和4年（2022年）3月15日（火）
 - イ 本事業実施報告書及び効果測定書電子データ…令和4年（2022年）3月15日（火）
 - ウ 成果現物…オンラインメディア広告掲載後、入手次第速やかに
- ⑤ 提出先
 - 関東運輸局観光部国際観光課及び連携先に郵送又は持参

富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会

本協議会は、神奈川県、山梨県及び静岡県の行政機関、民間事業者が連携して富士箱根伊豆地域及びその周辺地域における国際観光の一体的な振興を図り、もって外国人観光客の一層の誘致を行うことを目的としている。

本事業において3県の訴求をする場合は、本協議会のテーマ地区を構成する下表に掲げる市町村の観光資源を提案されるよう留意されたい。

区 分	地 方 公 共 団 体 名
県	神奈川県、山梨県、静岡県
市町村	<p>(神奈川県) 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、三浦市、伊勢原市、箱根町、湯河原町</p> <p>(山梨県) 甲府市、富士吉田市、山梨市、北杜市、笛吹市、甲州市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町</p> <p>(静岡県) 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、富士市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、小山町</p>